

「令和4年版 法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」正誤表

(1) 別表五（二）

該当箇所	正			誤														
30 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="409 312 629 512">各欄共通</td> <td colspan="2" data-bbox="629 312 1267 512">各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額（別表一の「差引所得に対する法人税額 13」及び「差引地方法人税額 39」に相当する税額）を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 20」、「加算税及び加算金 24」及び「延滞税 25」の該当欄に記載します。</td> </tr> </table>			各欄共通	各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額（別表一の「差引所得に対する法人税額 13」及び「差引地方法人税額 39」に相当する税額）を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 20」、「加算税及び加算金 24」及び「延滞税 25」の該当欄に記載します。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1303 312 1523 512">各欄共通</td> <td colspan="2" data-bbox="1523 312 2161 512">各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額（別表一の「差引所得に対する法人税額 13」及び「差引地方法人税額 39」に相当する税額）を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 20」、「加算税及び加算金 24」及び「延滞税 25」の該当欄に記載します。 なお、当期に連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の受払いがある場合には、その受払いをした金額を「法人税及び地方法人税」の各欄に記載します。</td> </tr> </table>			各欄共通	各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額（別表一の「差引所得に対する法人税額 13」及び「差引地方法人税額 39」に相当する税額）を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 20」、「加算税及び加算金 24」及び「延滞税 25」の該当欄に記載します。 なお、当期に連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の受払いがある場合には、その受払いをした金額を「法人税及び地方法人税」の各欄に記載します。							
各欄共通	各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額（別表一の「差引所得に対する法人税額 13」及び「差引地方法人税額 39」に相当する税額）を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 20」、「加算税及び加算金 24」及び「延滞税 25」の該当欄に記載します。																	
各欄共通	各欄は、法人税及び地方法人税の基本税額（別表一の「差引所得に対する法人税額 13」及び「差引地方法人税額 39」に相当する税額）を記載し、法人税及び地方法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税 20」、「加算税及び加算金 24」及び「延滞税 25」の該当欄に記載します。 なお、当期に連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の受払いがある場合には、その受払いをした金額を「法人税及び地方法人税」の各欄に記載します。																	
32 頁	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="409 635 629 834">の各欄</td> <td data-bbox="629 635 1043 834"> <p>「仮払税金消却 39」</p> <p>前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。</p> </td> <td data-bbox="1043 635 1267 834"> <p>この場合には、別表五（一）において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 26」の「減②」に同額を記載します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 834 629 1201">の各欄</td> <td colspan="2" data-bbox="629 834 1267 1201"> <p>各欄共通</p> <p>通算税効果額（法第26条第4項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいいます。以下この明細書において同じです。）又は連結法人税個別帰属額（令和2年旧法第81条の18（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により法人税の負担額として帰せられ、又は法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいいます。）及び連結地方法人税個別帰属額（令和2年改正前の地方法人税法第15条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により地方法人税の負担額として帰せられ、又は地方法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいいます。）がある場合には、その発生状況等を「通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の各欄に記載します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1201 629 1340">の各欄</td> <td colspan="2" data-bbox="629 1201 1267 1340"> <p>「当期分 44」の「当期発生額 ②」の「中間」及び「確定」</p> <p>当期において通算税効果額のうち国税通則法第2条第4号（定義）に規定する附帯税に係る部分の金額を支払うこととなった場合には、その金額をこれらの各欄の該当欄の上段に外書として記載します。</p> </td> </tr> </table>			の各欄	<p>「仮払税金消却 39」</p> <p>前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。</p>	<p>この場合には、別表五（一）において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 26」の「減②」に同額を記載します。</p>	の各欄	<p>各欄共通</p> <p>通算税効果額（法第26条第4項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいいます。以下この明細書において同じです。）又は連結法人税個別帰属額（令和2年旧法第81条の18（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により法人税の負担額として帰せられ、又は法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいいます。）及び連結地方法人税個別帰属額（令和2年改正前の地方法人税法第15条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により地方法人税の負担額として帰せられ、又は地方法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいいます。）がある場合には、その発生状況等を「通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の各欄に記載します。</p>		の各欄	<p>「当期分 44」の「当期発生額 ②」の「中間」及び「確定」</p> <p>当期において通算税効果額のうち国税通則法第2条第4号（定義）に規定する附帯税に係る部分の金額を支払うこととなった場合には、その金額をこれらの各欄の該当欄の上段に外書として記載します。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1303 635 1523 834">の各欄</td> <td data-bbox="1523 635 1937 834"> <p>「仮払税金消却 39」</p> <p>前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。</p> </td> <td data-bbox="1937 635 2161 834"> <p>この場合には、別表五（一）において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 26」の「減②」に同額を記載します。</p> </td> </tr> </table>			の各欄	<p>「仮払税金消却 39」</p> <p>前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。</p>	<p>この場合には、別表五（一）において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 26」の「減②」に同額を記載します。</p>
の各欄	<p>「仮払税金消却 39」</p> <p>前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。</p>	<p>この場合には、別表五（一）において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 26」の「減②」に同額を記載します。</p>																
の各欄	<p>各欄共通</p> <p>通算税効果額（法第26条第4項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいいます。以下この明細書において同じです。）又は連結法人税個別帰属額（令和2年旧法第81条の18（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により法人税の負担額として帰せられ、又は法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいいます。）及び連結地方法人税個別帰属額（令和2年改正前の地方法人税法第15条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により地方法人税の負担額として帰せられ、又は地方法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいいます。）がある場合には、その発生状況等を「通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の各欄に記載します。</p>																	
の各欄	<p>「当期分 44」の「当期発生額 ②」の「中間」及び「確定」</p> <p>当期において通算税効果額のうち国税通則法第2条第4号（定義）に規定する附帯税に係る部分の金額を支払うこととなった場合には、その金額をこれらの各欄の該当欄の上段に外書として記載します。</p>																	
の各欄	<p>「仮払税金消却 39」</p> <p>前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。</p>	<p>この場合には、別表五（一）において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金 26」の「減②」に同額を記載します。</p>																

(注) 上記正誤に伴い、旧31・32頁の表の一部がそれぞれ新30・31頁に繰り上がっています。

(2) 別表七（一）

該当箇所	正	誤
<p>38 頁</p>	<p>「控除未済欠損金額 3」</p> <p>(1) 青色欠損金額又は災害損失欠損金額のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じたもの）に限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。）又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じたもの）に限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。</p> <p>(2) 当期が法第 57 条第 2 項若しくは第 4 項又は令和 2 年旧法第 58 条第 2 項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(5) に該当する場合を除きます。）には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。</p> <p>(3) 当期が令和 2 年旧法第 57 条第 6 項に規定する承認の取消し等の場合等の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（(2)又は(5)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定によりその法人の欠損金額とみなされる令和 2 年旧法第 81 条の 9 第 6 項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。</p> <p>(4) 当期前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第 57 条第 9 項、令和 2 年旧法第 57 条第 9 項又は令和 2 年旧法第 58 条第 4 項等の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第 57 条の 2 第 1 項（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額（法第 58 条の規定の適用があるものを除きます。）は、記載しません。</p> <p>(5) 当期において法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（同項の規定を同条第 5 項又は震災特例法第 17 条第 1 項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は令和 2 年旧法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項（令和 2 年改正法第 23 条の規定による改</p> <p>【省略】</p>	<p>「控除未済欠損金額 3」</p> <p>(1) 青色欠損金額又は災害損失欠損金額のうち、当期首前 9 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において生じたもの）に限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。）又は当期首前 10 年以内に開始した事業年度において生じたもの（平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じたもの）に限り、青色欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされた金額を含みます。）で、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載します。</p> <p>(2) 当期が法第 57 条第 2 項若しくは第 4 項又は令和 2 年旧法第 58 条第 2 項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(5) に該当する場合を除きます。）には、別表七(一)付表一「3」の金額を記載します。</p> <p>(3) 当期が令和 2 年旧法第 57 条第 6 項に規定する承認の取消し等の場合等の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合（(2)又は(5)に該当する場合を除きます。）には、同項の規定によりその法人の欠損金額とみなされる令和 2 年旧法第 81 条の 9 第 6 項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を記載します。</p> <p>(4) 当期前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、令和 2 年旧法第 57 条第 9 項又は令和 2 年旧法第 58 条第 4 項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第 57 条の 2 第 1 項（特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額（法第 58 条の規定の適用があるものを除きます。）は、記載しません。</p> <p>(5) 当期において法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）（同項の規定を同条第 5 項又は震災特例法第 17 条第 1 項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は令和 2 年旧法第 59 条第 1 項若しくは第 2 項（令和 2 年改正法第 23 条の規定による改</p> <p>【省略】</p>

(3) 中小企業向け租税特別措置等の適用を受ける場合の判定

該当箇所	正	誤																											
86 頁	<table border="1"> <tr> <td>⑪</td> <td>六(二十九)</td> <td>中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>六(三十一)</td> <td>給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>六(三十二)</td> <td>認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>六(三十三)</td> <td>事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>十六(七)</td> <td>少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書</td> </tr> </table> <p>上記別表は、国税庁ホームページ（令和4年4月以降に提供した法人税等各種別表関係（令和4年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分））に掲載しています。</p>	⑪	六(二十九)	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	⑫	六(三十一)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	⑬	六(三十二)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	⑭	六(三十三)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	⑮	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	<table border="1"> <tr> <td>⑪</td> <td>六(二十九)</td> <td>中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>六(三十二)</td> <td>認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>六(三十三)</td> <td>事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>十六(七)</td> <td>少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書</td> </tr> </table> <p>上記別表は、国税庁ホームページ（令和4年4月以降に提供した法人税等各種別表関係（令和4年4月1日以後終了事業年度等又は連結事業年度等分））に掲載しています。</p>	⑪	六(二十九)	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	⑫	六(三十二)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	⑬	六(三十三)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	⑭	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書
⑪	六(二十九)	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書																											
⑫	六(三十一)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書																											
⑬	六(三十二)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書																											
⑭	六(三十三)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書																											
⑮	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書																											
⑪	六(二十九)	中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書																											
⑫	六(三十二)	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書																											
⑬	六(三十三)	事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書																											
⑭	十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書																											